

令和 8 年度佐賀県被災地支援用  
資機材整備事業費補助金  
Q & A

令和 8 年 6 月

佐賀県 危機管理防災課

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金\_Q&A(よくある質問)

No.	質問	回答
1	本部が県外の団体でも申請できますか。	申請可能です。県内に事務所又は活動拠点があり、交付要綱第2条の要件を満たしていれば対象となります。
2	法人格がない任意団体は対象になりますか。	交付要綱第2条の要件に該当する非営利団体であれば対象となり得ますが、組織体制や活動実績が確認できる必要があります。
3	過去5年以内に県が主催又は後援する防災訓練や防災研修、その他の防災関連イベントに参画した実績とは具体的にどのような実績が該当しますか。	単に参加することでは実績とは認められません。参画とは、訓練や研修であれば講師や運営協力等の実績が必要で、イベントであれば出展等の実績が必要です。
4	申請期限はいつまでですか。	令和8年9月30日までです。ただし、予算額に達した場合は期限前に受付を終了します。
5	申請は先着順ですか。	交付要綱第2条の要件を満たす申請については先着で審査・交付決定を行い、予算の範囲内で採択します。
6	県に申請書を提出してから交付決定されるまでどれくらいかかりますか。	申請書類が県に到達した日の翌日から起算して概ね30日以内を目途に交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足がある場合は、この限りではありません。
7	不採択になる場合はありますか。	要件を満たしていない場合や予算上限を超えた場合は、不交付決定となります。
8	資機材の購入先は自由に選べますか。	原則として見積合せ等を行い、適正に契約先を最も安価な相手と契約を締結する必要があります。ただし、見積合せ等に付し難い場合又は不適当である場合は、その理由、選定方法等を明らかにし、任意の相手との随意契約によることができます。
9	県内企業から購入する必要がありますか。	県内企業からの調達に努める必要があります。県内企業から調達できない場合には、理由を記載する必要があります。
10	消耗品類は補助金の対象となりますか。	<p>防災用の備蓄品であっても、避難所の水、食料、燃料等、取得価額10万円未満の備品等(使い捨て携帯トイレ、カセットボンベ、毛布、寝袋、マスク、消毒液、土嚢等)の消耗品類は対象外です。</p> <p>ただし、以下の物品については、避難生活環境改善の観点で導入されるものは対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暑さ・寒さ対策に資する資機材(長時間の避難が想定される指定緊急避難場所での利用のため、計画的に整備する暑さ・寒さ対策に資する物品を含みます)</li> <li>・段ボールベッド(業界団体による推奨規格によるもの※に限り)、エアベッド等簡易ベッド</li> </ul> <p>※「業界団体による推奨規格によるもの」は原則として全段連の推奨規格を想定していますが、その同等品であると認められるものも含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話、移動式衛星通信資機材</li> <li>・パーティション(テント式のもの等、プライバシー確保に資するもの)</li> <li>・吹き出し用資機材</li> </ul>
11	中古品の購入は対象になりますか。	適正性・耐久性・目的適合性が確認できる場合に限り対象と判断される可能性はあります。
12	購入する車両に係る任意保険や自賠責保険、自動車重量税も補助金の対象となりますか。	補助金の対象とはならないため、補助対象経費から除外する必要があります。
13	購入した資機材のガソリン、光熱費、レンタル・リース料等のランニング経費は対象となりますか。	補助金の対象とはなりません。
14	「交付決定よりも前に着手した事業は、補助の対象としない」とありますが、どの段階を指しますか。	<p>事業着手とは、相手方との契約締結行為又は資機材購入日のいずれか早い方を指します。</p> <p>なお、契約を担保するような仮契約や預り金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手(契約締結行為)とみなします。</p>
15	他の補助金と併用できますか。	国・自治体・民間等の補助金との併用はできません。
16	実績報告書の提出期限はいつですか。	<p>補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日です。</p> <p>なお、実績報告書提出時点で資機材購入先への支払いを完了している必要があります。</p>